

No.	運行主体（協議会名）	内 容
1	山の手地区乗合タクシー 運行協議会	◆根拠法令 道路運送法第4条（一般乗合旅客自動車運送事業）
		◆運行事業者 宮城交通株式会社、まるごタクシー株式会社、東北交通株式会社
		◆運行車両 タクシー車両（セダンタイプ5人乗り）
		◆運行協議会等の決定日 令和5年11月9日（木）
		◆改定内容 ①乗降可能場所のうち、「石巻駅」を「石巻市役所北口」に移設し、名称も変更する。 ②乗降可能場所のうち、「佐藤神経内科医院」を「山の手調剤薬局」に名称を変更する。 ③運賃を300円から400円（小学生及び障害者は150円から200円）に改定する。
2	水押・開北・大橋・水明地区 乗合タクシー運行協議会	◆根拠法令 道路運送法第4条（一般乗合旅客自動車運送事業）
		◆運行事業者 石巻観光タクシー株式会社、北上タクシー株式会社、石巻タクシー有限会社
		◆運行車両 タクシー車両（セダンタイプ5人乗り）
		◆運行協議会等の決定日 令和5年12月5日（火）
		◆改定内容 ①地区外運賃を300円から400円（小学生及び障害者は150円から200円）に改定する。 ②地区内運賃を200円から300円（小学生及び障害者は100円から150円）に改定する。
3	雄勝地区住民バス運行協議会	◆根拠法令 道路運送法第4条（一般乗合旅客自動車運送事業）
		◆運行事業者 雄勝住民バス共同運行組合（南三陸観光バス株式会社、有限会社雄勝タクシー株式会社、有限会社やまたけタクシー）
		◆運行車両 雄勝線：21人乗りマイクロバス 1台、大須三区線：9人乗りジャンボタクシー 2台
		◆運行協議会等の決定日 令和6年2月9日（金）
		◆改定内容 【雄勝線】 ①基本発着点を「上品の郷」から「鹿又駅前」に変更し、1日1往復のみ乗降制限付きで「イオンモール石巻」まで延伸する。 ②経路延伸等に伴い「鹿又駅前」「石巻赤十字病院」「イオンモール石巻」「釜谷入口」の停留所を新設する。 ③運賃改定について、経路延伸区間は従前料金に200円を加算する。また、「上品の郷」から「鹿又駅前」の区間を200円とし、「上品の郷」から「石巻赤十字病院」及び「イオンモール石巻」の区間は400円とする。 ④経路延伸に伴う整理として、路線名称を「大須三区線（地区外線）」から「雄勝線」に改める。 【大須三区線】 ①雄勝地区内を運行している定路線型デマンドを区域型デマンドに変更し、効率的な運行を図る。 ②路線名称を「大須三区線（地区内線）」から「大須三区線」に改める。

No.	運行主体（協議会名）	内 容	
4	北上地区住民バス等運行協議会	◆根拠法令	道路運送法第4条（一般乗合旅客自動車運送事業）
		◆運行事業者	北上地区住民バス共同運行組合（南三陸観光バス株式会社、有限会社松山観光バス）
		◆運行車両	26人乗りマイクロバス 2台
		◆運行協議会等の決定日	令和5年12月8日（金）及び令和6年1月31日（水）
		◆改定内容	①基本発着点を「上品の郷」から「鹿又駅前」に変更し、1日1往復のみ乗降制限付きで「イオンモール石巻」まで延伸する。 ②経路延伸等に伴い「石巻赤十字病院」「イオンモール石巻」の停留所を新設する。また、一部の停留所の名称を「北上農協前」から「旧北上農協前」に変更する。 ③運賃改定について、経路延伸区間は従前料金に200円を加算する。また、「鹿又駅前」から「石巻赤十字病院」及び「イオンモール石巻」の区間については400円とする。
5	桃生地区住民バス運行協議会	◆根拠法令	道路運送法第4条（バス：一般乗合旅客自動車運送事業、ワンコインタクシー：一般乗用旅客自動車運送事業）
		◆運行事業者	株式会社桃生交通
		◆運行車両	29人乗りマイクロバス、タクシー車両（セダンタイプ5人乗り）
		◆運行協議会等の決定日	令和6年1月26日（金）
		◆改定内容	【桃生イオンモール線】 ①実証運行（令和5年4月1日から令和6年3月31日）を本格運行に切り替える。 【桃生ワンコインタクシー】 ①実証運行（令和5年4月1日から令和6年3月31日）を本格運行に切り替える。 ②JR気仙沼線利用促進のため、「陸前豊里駅」及び「和瀨駅」を乗降地点として新たに加える。
6	石巻市 （牡鹿総合支所地域振興課）	◆根拠法令	道路運送法第79条（市町村等の有償運送事業者登録）
		◆運行事業者	一般社団法人 おしかパブリックサービス
		◆運行車両	14人乗りワゴン車 4台
		◆石巻市地域公共交通活性化協議会へ付議決定した日	令和6年1月24日（水）
		◆改定内容	ミヤコーバス（大原：午前7時発）に接続するため、「寄磯一鮎川線」の上り1便を増便する。